

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について公告し、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

令和5年12月12日

岡山市長 大 森 雅 夫

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 マルナカ平島店

所在地 岡山市東区東平島 1602 外

(2) 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名 称 マックスバリュ西日本株式会社

住 所 広島県広島市南区段原南一丁目3番52号

代表者の氏名 代表取締役 平尾 健一

名 称 株式会社ワークマン

住 所 群馬県伊勢崎市柴町 1732 番地

代表者の氏名 代表取締役 小濱 英之

(3) 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

別紙のとおり

(4) 変更年月日

別紙のとおり

(5) 変更理由

別紙のとおり

2 届出年月日

令和5年12月4日

3 縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間

令和5年12月12日から令和6年4月12日まで

(2) 縦覧の場所

岡山市産業観光局商工部産業振興課

別紙

(変更前)

名称	住所	代表者氏名	変更の 年月日	変更する 理由
マックスバリュ西日本 株式会社	広島県広島市南区段原南一 丁目3番52号	代表取締役 平尾 健一		
株式会社 デジタルステーション	岡山市南区郡964-1	代表取締役 藤原 一憲	令和元年 7月1日	地位承継
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東 一丁目4番14号	代表取締役 矢野 博丈		
株式会社ワークマン	群馬県伊勢崎市柴町1732番 地	代表取締役 小濱 英之		

(変更後)

名称	住所	代表者氏名	変更の 年月日	変更する 理由
マックスバリュ西日本 株式会社	広島県広島市南区段原南一 丁目3番52号	代表取締役 平尾 健一	変更なし	
株式会社 テレポート	滋賀県大津市別保三丁目11 番32号	代表取締役 西田 行孝	令和元年 7月1日	地位承継
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東 一丁目4番14号	代表取締役 矢野 靖二	平成30年3 月1日	代表者変 更
株式会社ワークマン	群馬県伊勢崎市柴町1732番 地	代表取締役 小濱 英之	変更なし	